

議案第五号

教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する
条例の一部を改正する条例について

教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例（昭和三十一年三朝町条例第一七号）の一部を別紙のように改正するものとする

昭和三十七年一月二十九日提出

三朝町長 坂出雅 己

昭和三十七年一月二十九日原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



教育長の給与勤務時間その他の勤務条件に関する

条例の一部を改正する条例

教育長の給与勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十一年）
の一部を次のように改正する

第三条中「三万二千以内」とあるを「四万五千以内」に改める

附 則

この条例は公布の日から起算して昭和三十一年十月一日より適用する

